

ほっとニュース 第10号

お元気ですか？

いつの間にか中秋。朝晩は寒く感じる今日このごろです。
PASセンターの活動も実りの秋を目指して一步一步進めています。
「ほっとニュース」第10号は、9月に行われた「事例検討会」及び10月28日(火)に行われた運営委員会の報告を含めた最近の権利擁護活動の状況をお伝えします。

お詫び

またしても「ほっとニュース」の発行が送れてしまいました。前回は「合併号」としたのですが、今回から通算の号数で表示します。でも、回数が大幅に減ることはありません。遅れ気味でも必ず発行したいと思えます。

「そんなに大変なら私が手伝ってあげる!」という優しい方がいればぜひお願いします。多くの皆さんにPASの活動状況をお伝えするのが目的のニュースなのですが、力不足でご迷惑ばかりおかけして申し訳ありません。

ペコ m(_ _;m) 三(m;_ _)m ペコ

こんな頼りないPAS通信ですが、感想等、お便りもお願いします。(^^)

1. 事例検討会

さる9月30日(火)に行われた事例検討会では、玉木さん(ピアサポート西宮)から二つの事例が出されました。

一つはヘルパー利用に当たっての苦情と医療行為に関するもの、二つ目は、ショートステイ利用に関わる「誓約書」に関するものです。

最初の事例については、

- ① サービスの利用に当たっては支援内容を明確にしておくこと。
- ② サービス内容等の変更の場合のプロセスを確認すること。
- ③ 苦情対応についての説明を受け、内容等を確認すること。
- ④ 事業者と話し合う場合に一定の支援が必要なこと。
- ⑤ 利用者ご本人のエンパワメントを図ること。

- ⑥ 医療行為と生活行為の区分について
等が話し合われました。

二つ目の事例では、

- ① 「誓約書」の位置付けを明確にすること。
- ② ショート利用時の内容を確認すること。
- ③ ご本人へのピアカウンセリング等によりエンパワメントを図る。
- ④ 事業者のリスクマネジメント
- ⑤ ホームヘルプサービス自体の保障について
等が話し合われました。

福祉的側面や法律的な面等、多様な観点からの意見交換を行いました。

皆さんも事例検討会にお気軽にお越しください！さまざまな事例を通して権利擁護の取り組み方について一緒に考えましょう。

2. 運営委員会(10月28日)報告

① 活動状況

毎週の権利擁護なんでも相談を中心とする活動状況は「月間活動報告」の通りです。

この間は、いわゆる触法行為をしてしまった知的障害のあるIさんの裁判と判決後の地域生活に関する支援活動を継続して行ってきました。

権利侵害の被害者への支援は社会的にも取り組みやすいのですが、「犯罪者」・「加害者」となった方たちの権利保障としての地域生活支援は難しいですね。いずれも権利擁護の取り組みのはずなのに、厳しさを感じます。

さまざまな事件の被害者に対する社会的な支援の必要性が注目されてきたことは大きく評価されることです。しかし、その一方で精神障害者に対する「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行ったものの医療及び観察等に関する法律」に見られるように、「加害者」に対しては、「再犯」防止を医療機関等への拘束によって確保しようとしているようにも見えます。罪を犯し、「加害者」となってしまうことや、再犯を防ぐためには、その「障害」に対する適切な支援と地域での安定した生活の保障が何よりも重要なことだと思えます。

私たちはIさんの「犯罪」には厳しく対応しながらも、地域生活の保障と更生に関わる支援に、多くの人たちと支援の輪を築きながら継続して取り組みたいと思えます。

② 成年後見支援活動

成年後見制度利用に関するご相談は高齢者を含めて対応しています。この種のご相談も継続的なものが多く、「後見人等」になってからの助言を含めて対応しています。

また障害者の後見人等としてPASのメンバーが推薦されて申し立てをしている場合も増えてきました。こうした時には、複数後見という形で、役割分担しながら取り組んでいる場合もあります。

③ NPO申請状況

長い時間がかかりましたが、10月30日付でようやくNPO申請書が受理されました。(=▽=)V やったね

でも、会計処理や認証後の提出書類の関係もあるので、NPO支援センターに通って勉強もする予定です。ウーン(ಥ_ಥ;))

皆さんの中でこうしたことが得意な方がいれば、ぜひ手伝って下さい！ヨロシク(^o^)/お願いします。

④ Tさん、Kさんの金銭管理に関する支援の状況

PASネットの設立に結びついた取り組みでもある、地域で暮らす重度重複障害者のTさん、Kさんへの金銭管理支援のその後の状況が報告されました。

社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業の活用も検討されましたが、いろいろな事情で具体化が進まず、結局PASで後見人の業務支援として、金銭管理計画を立て、その執行状況を後見人と共に確認していく方向で取り組むことになりました。

⑤ 今後の活動について

1) 新たな拠点の確保

今後、NPOとしての活動を展開していくためにも、新たな拠点を確保していくことが検討されました。希望としてはJR西ノ宮駅前に弁護士や司法書士、社会福祉士の合同事務所という形でPASの拠点を確保することです。資金的な問題や人材の確保等、厳しい課題が山積みです。でも、一步一步具体化に向けて取り組んで行きたいと思います。

皆様のご支援をお願いいたします！

2) 広報エリアの拡大とネットワーク形成

PASネットの活動をより多くの方に知っていただくために、居宅介

護支援事業者や施設等にもチラシやパンフレットを送り、広報を図ると共に、尼崎市や伊丹市等、広報するエリアも阪神地区に拡大していくことにしました。

3) 権利擁護フォーラムの開催

地域における権利擁護システム構築を進めるために、全国的な規模のフォーラムを西宮市で開催する企画を検討します。2月末か3月に開催予定として早急に企画したいと思います。内容や講師等に対してご希望があればお寄せください。

ヨロシク(^O^)/お願いします。

4) 11月の事例検討会と今後の予定

11月の事例検討会は、25日(火)19:00～西宮市総合福祉センターで行います。今回のレポートは司法書士の迫田さんです。高齢者の中心にいくつかの事例を出していただきます。

多くの方のご参加をお待ちしています！((o(^▽^)o))わくわく

運営委員会の予定

12月22日(月)は19:00～運営委員会です。

場所は西宮市総合福祉センター内です。

今年最後なので忘年会も合わせて行うかも…。ぜひご参加くださいね。

PASネットでは「支援会員」を募集しています。住所、氏名、年齢、職業、電話及びFAX番号、Eメールアドレス等をご記入の上、PASネット事務局までFAXまたはEメールでお送りください。会費の納入は、郵便振替です。最寄りの郵便局でお振込みください。

口座番号 00950-3-181411 です。

加入者名 にしのみや権利擁護支援センターです。

- * なお、今後、加入者名も変更する予定です。
- * 年会費は個人が一口3,000円、法人は一口10,000円です。

なお、NPO申請受理に伴い、ホームページもPASネット（権利擁護支援ネットワーク）仕様に少しずつ変えていきたいと思っております。